

③市街地開発事業

土地区画整理事業（長崎市では、東長崎地区や長崎駅周辺で決定しています。）
土地の所有者や住民が話し合い、町を良くする事業です。

土地区画整理事業実施区域

各々の土地所有者が土地を提供して公園・道路などの公共用地にあてます。



事業後、各々の土地の面積は小さくなりますが、道路・公園等が整備され、宅地が整形化されることにより、住みやすく利用価値の高い土地が得られることとなります。

市街地再開発事業（旭町地区、新大工地区等を長崎市で決定しています。）
中心市街地などの地区において、土地の高度利用を有効に行い、整備する事業です。

市街地再開発事業実施区域

無秩序に建設された、従来の建物を取り壊し、新しい中高層のビルや住宅に建て替えるとともに、区域内の道路や広場をあわせて整備します。



事業が行われる前から土地や建物について権利を持っている人は、それぞれの権利に応じて新しくできたビルとその敷地に権利が移し換えられることとなります。